

准看護師免許申請時の留意事項について

申請手続の場所

- 申請手続は、下記書類を準備の上、申請時における住所地の最寄りの保健所等で行ってください。
 - 住所地が札幌市 ～ 札幌市保健所及び各区の保健センター
 - 住所地が旭川市・函館市・小樽市 ～ 各市の保健所
 - 住所地が上記以外の市町村 ～ 最寄りの総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）（道立保健所及び支所）
- 北海道准看護師試験の合格者であっても、申請時の住所地が道外の場合は、その住所地の都府県で申請手続を行うこととなります。（道内の保健所等で申請手続を行うことはできません。）手続の詳細は各都府県の最寄りの保健所等にお尋ねください。

提出書類

- 准看護師免許申請書（6,100円分の北海道収入証紙を貼付したもの。）
- 添付書類
 - 戸籍謄本又は戸籍抄本（以下戸籍等）もしくは住民票の写し（コピー不可）
（ただし、出願時から氏名及び本籍地の変更がある者は戸籍等に限り）
 - 医師の診断書
 - 准看護師試験の合格証書の写し（北海道准看護師試験の合格者は添付の省略可）
 - 罰金刑以上の刑に処されたことがある場合（刑の執行猶予中の者も含む）、その関係書類

提出書類に係る留意事項

- 准看護師免許申請書
 - 申請書様式 別紙「准看護師免許申請書」により提出してください。
 - 本籍及び氏名欄
 - 添付する戸籍等又は住民票の写しを参照し、正確に記載してください。
 - 本籍欄は都道府県名を記載してください。
 - 氏名欄のふりがなは必ず記載してください。
 - 旧姓併記の希望の有無
 - 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合は「有」を○で囲み旧姓欄に記入してください。希望しない場合は「無」を○で囲んでください。
 - 誤記入した場合の訂正方法
 - 訂正した箇所の脇に「何字削除、何字追加」と記載し、その横に署名してください。

記載例

札幌市~~中央区~~ 2字削除、2字追加 北海^署 花子^名

- 申請手数料
 - 修正液、砂消し等による訂正は行わないでください。
 - 申請手数料は、6,100円です。
 - 納付については、申請書上部の収入証紙欄に **6,100円分の北海道収入証紙を貼付してください。**

〔北海道収入証紙の販売場所〕

銀行（北洋銀行、北海道銀行、札幌銀行）、農協、漁協、社団法人北海道食品衛生協会（保健所内）、総合振興局（振興局）売店など

※ 貼付の収入証紙の額に過不足が生じないように留意願います。

※ 「収入印紙」と間違えないように留意願います。

2 添付書類

(1) 戸籍等又は住民票の写し

ア 戸籍等又は住民票の写しは、**発行の日から6ヶ月以内**のものを添付してください。

コピー不可です。

イ **住民票の写しは本籍地が記載されかつ、個人番号が記載されていないものに限り**ます。

ウ **出願後に婚姻や転籍等により戸籍に変更が生じた場合もしくは旧姓の併記を希望する場合は、変更前後の内容が確認できる戸籍等を添付してください。**

エ 戸籍謄本を添付する場合は、当該者部分のみの添付は認められませんので留意願います。

オ 日本国籍を有しない方で中長期在留者及び特別永住者においては住民票の写し、短期在留者においては旅券その他の身分を証する書類の写しを添付してください。

(2) 医師の診断書

ア 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書の添付が必要です。

健康診断の受診にあたっては、次の事項を主治医等に説明してください。

① 診断書の様式は、別添の様式を基本としますが、診断要件が具備された任意の様式でも可能とします。

② 病院又は診療所の名称は、診断した病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称を正確に記載してください。「〇〇医科大学」「〇〇大学第一外科」「〇〇外科教室」等は、病院又は診療所とは認められませんので、留意願います。

イ 診断の結果、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能の障害に該当する場合は、修業過程において、必須又は履行が求められている実習を終了したことが確認できる書類を添付してください。

ウ 診断書の有効期限は1ヶ月ですので、**発行日から1ヶ月以内の診断書を提出**願います。

(3) 准看護師試験の合格証書の写し

ア 合格証書の写しについては、保健所において原本照合したものとします。(保健所で原本照合を受ける際は、原本とその写しを必ず持参してください。)

イ **北海道准看護師試験の合格者は、写しの添付を省略することができます。**

ウ 他都府県の准看護師試験合格者については、合格証書の写しの添付を省略することはできません。

(4) その他の添付書類 (必要な場合のみ添付)

罰金刑以上の刑に処されたことが「有」の場合(刑の執行猶予中の者も含む)は、以下の書類を添付してください。

- ・罰金以上の刑に係る判決謄本(原本)又は略式命令書(原本)
- ・罰金以上の刑に係る領収証書(原本・紛失した場合は、支払った旨の自己申述書)
- ・反省文(任意様式)

※判決謄本又は略式命令書を紛失した場合は、関係機関において再発行の上、提出してください。

※上記の件に関しては、最寄りの地方検察庁にお問合せください。

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係
TEL:011-231-4111
FAX:011-232-4108